

○ 鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則

平成 29 年 3 月 23 日

規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）及び介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問介護相当サービス 省令第 1 4 0 条の 6 3 の 2 第 1 項第 1 号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。
 - (2) 訪問型サービス A 訪問介護相当サービスに係る基準よりも緩和した基準により行われるサービスをいう。
 - (3) 訪問型サービス B 住民主体に行われる生活援助等のサービスをいう。
 - (4) 訪問型サービス C 保健師等により短期間に集中的に行われる運動機能向上プログラムの実施、相談、助言、生活指導等のサービスをいう。
 - (5) 訪問型サービス D 次条第 1 号のアからウまで又は同条第 2 号ウのサービスと一体的に行われる移動支援及び移送前後の生活支援のサービスをいう。
 - (6) 通所介護相当サービス 省令第 1 4 0 条の 6 3 の 2 第 1 項第 1 号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。
 - (7) 通所型サービス A 通所介護相当サービスに係る基準よりも緩和した基準により行われる通所介護のサービスをいう。
 - (8) 通所型サービス B 住民主体運営される通いの場におけるサービスをいう。
 - (9) 通所型サービス C 利用者の個別性に応じて保健師等により短期間に集中的に行われる健康状態の確認、運動器機能向上プログラムの実施等のサービスをいう。
 - (10) 一般介護予防事業 法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 2 号に規定する事業をいう。
 - (11) 事業対象者 省令第 1 4 0 条の 6 2 の 4 第 2 号に規定する者をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(事業の内容)

第 3 条 市長は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 第 1 号訪問事業のうち、次に掲げるサービスの事業
 - ア 訪問介護相当サービス
 - イ 訪問型サービス A
 - ウ 訪問型サービス B
 - エ 訪問型サービス C
 - オ 訪問型サービス D

(2) 第1号通所事業のうち、次に掲げるサービスの事業

ア 通所介護相当サービス

イ 通所型サービスA

ウ 通所型サービスB

エ 通所型サービスC

(3) 第1号生活支援事業

(4) 第1号介護予防支援事業

(5) 一般介護予防事業

(支給限度額)

第4条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第2項の規定に基づいて介護予防サービス費等区分支給限度基準額として厚生労働大臣が定める額（次項において「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」という。）について同条第1項の規定により算定した額とする。

2 事業対象者が総合事業を利用する場合の支給限度額は、要支援1（要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第1号に規定する要支援1をいう。）に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法第55条第1項の規定により算定した額とする。ただし、当該事業対象者の自立支援のために市長が特に必要と認めた場合は、要支援2（同令第1項第2号に規定する要支援2をいう。）に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法第55条第1項の規定により算定した額とする。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第5条 市長は、総合事業において、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額（以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。）を支給するものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給の手続等については、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給の例による。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、総合事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。